

## V. まとめ 一総合的な立場から一

本遺跡では、壺類は全てロクロ成形によるものであり、ロクロ未使用の壺は一点も存在しない。しかも出土する壺類の切離しは回転糸切によるものを主体とし、全体として無調整の壺が多いことなどから、県内におけるロクロ技術定着の一時期を構成することは明らかである。

甕類にあっては、ロクロ未使用の例も多数あるが、県北地方ほどの頻度ではない。未だ窯業跡の未確認な県北地方にあっては当然のことともいえようが、この種の甕は壺類にあってロクロがかなり定着した以降であっても、比較的長期にわたって存続するようである。

本遺跡に近接する湯沢A・B、稻荷、一本松等の諸遺跡もまたロクロ成形壺で構成される集落であり、遺物の出土状況も類似したものである。これらの集落は、本遺跡と同一の段丘面上に位置し、少なくともロクロ技術が定着した時期にある程度の集中性をもって形成された可能性が強い。このことについては、当時の政治・社会情勢が背景としてくることであろう。

したがって、以下においては、まず県内におけるロクロ成形土器生産の概観についてふれ、次に紫波地方における本遺跡の位置づけをしていく。なお、最後には『付記』として本遺跡が出現してくるまでの歴史的背景についてもふれておく。

### 1. 県内におけるロクロ成形土器生産の概観について（壺を中心として…）

#### (1) 須恵器について

県内にロクロ成形技術が導入されたのは、現状では城柵・官衙の設置に関わる時期と推定されている。県南地方においては、胆沢城創建期に並行するとみられる水沢市見分森2号窯が今所、県内最古の窯跡と思われ、ヘラ切による壺を生産していたことが知られる。田中琢氏によれば、糸切による壺は9C初頭の平城上皇関係遺跡出土のものによってみられるのが始まりとされていることから、この段階での須恵器工人は、当然ヘラ切による技術集団と思われる。

伊藤博幸氏によれば、県内で糸切の須恵器が出現する最初の窯跡は、江刺市瀬谷子鶴羽衣台東一号窯とされ、その形態や出土遺物から見分森2号窯に後続するとされている。東一号窯にあっては、出土する壺の技法は見分森2号窯のそれと決定的な差はないが、甕類にあって糸切による技法のものがみられる。糸切技法が一般的になるのは、瀬谷子窯群の法印山1・2・9号窯、鶴羽衣台地区の窯が操業された頃とされ、特に後者は胆沢城用の瓦を生産した窯とも目され、時代的には両者とも試案ながら9C中葉・後葉の年代観が与えられている。

更に10C代に至っては、同じ瀬谷子窯跡群において、長根山・松山等の地区を中心として集中的に須恵器生産が行われたとされ、その切離しは糸切により、再調整のものはない。また、その頃から胆沢城のみならず県北までへも供給範囲を拡大し、この段階で瀬谷子の主たる窯業生産は衰え、水沢市外浦前田、北上市相去遺跡第7地区窯跡のように地方で単発的に操業され出すものとしている。

11C以降については、10C代からの窯業の終焉時間がずれ込む程度であり、この時期に操業を開始されたとみられる窯があるのかは今の所不明である。

本遺跡の存する紫波群内では、現段階で6ヶ所ほどの窯跡があったと推定されている。一ヶ所は盛岡城に関わる瓦を生産したものとされ、他は土器の生産をしたものと思われる。大正期に日詰二日町新田中島、通称杉の上、同町箱清水堂の前の登窯が発掘されたが、その内容や窯跡の規模についての詳細は不明である。また、矢巾町赤林・都南村油田・同村飯岡山付近の窯跡と推定される地域については未調査であり、範囲確認もはっきりしていないのが実情である。このため、県内中央部の土器生産の実態は判然としない。しかし、杉の上、堂の前の窯跡群が須恵器を生産していたことは確かであり、周辺に土師器をも散見することから本遺跡をも含めた一帯に、志波城・徳丹城の体制の中で、これらの窯群に関与する集落が存在していたであろうことは否定できない。特に杉の上窯跡については、実地踏査によると、東向斜面に焼土断面が露出しており、ヘラ切の須恵器坏や甕片が出土している。また台地上の周辺一帯にも累々と遺物が散布しており、大規模な窯跡群、集落の存在を示唆している。出土するヘラ切の須恵器坏は、胎土が粗く、必ずしも同一とは言い難いが本遺跡出土のA—I—a、あるいは太田方八丁遺跡出土の須恵器坏にも類似した形態を持つものである。

更に、同じ台地上の西側には、東北新幹線に関わる杉の上Ⅱ遺跡が隣接しており、住居跡内にロクロピットを持つ遺構もある。全体としてヘラ切の切離しによる坏を主体的に出土する部分に於て、県南地方における胆沢城創建期、あるいは見分森2号窯の存在した時期にも比定され得るものでもある。また、杉の上Ⅱ遺跡の北側には杉の上Ⅰ遺跡が沢をはさんで存在するが、この場合は酸化焰焼成による坏を主体とし、糸切によるものを出土する。これは、ヘラ切から糸切に至るまでの集落だけでなく、窯跡もまた同時期に存在していた可能性を示唆するものである。このような推移は、おそらく県南地方と同様9C代からの流れとみて大過ないであろう。

## (2) 土師器について

土師器については、沼山源喜治、高橋信雄両氏によって、北上川中流地域を中心とした概況が示されている。これによると9C代にあっては、江刺市宮地遺跡・江釣子村猫谷地遺跡の一部の住居跡・尻引遺跡等にみられるように無段・平底風瓦のロクロ不使用土師器群とロクロ成形坏とが共伴するあり方をロクロ土師器への過渡期的段階としてとらえている。特に猫谷地・尻引遺跡においてロクロ不使用土師器坏と、ヘラ切無調整のものを主体とし少量の削り調整及び糸切無調整のものを伴う須恵器群、少量の無調整のものを伴う内黒土師器群が共伴するあり方を指している。それ以降、漸次ロクロ不使用土師器坏は減少し、ロクロ成形土師器坏にあっては糸切無調整のものへ、須恵器坏ではヘラ切のものから糸切へとそれぞれ主流を占めるに至るとしている。但し、遺跡によっては土器共伴のあり方がかなり異なる場合があるようである。

10C代に至っては、糸切無調整のものが主流となり、ヘラ切・ヘラ削り調整技法はほとんどみられなくなる。沼山氏は、その一つの例として北上市相去遺跡をあげている。相去遺跡は、集落内に登窯を有する遺跡であり、その特性が他の同地方の集落にも該当するかどうか問題があるとしながらも、10C代の一つの典型としてとらえている。相去遺跡は、高橋信雄によつて、共伴遺物のあり方からⅠ期、Ⅱ期に区分され、坏は四種類に分類されている。即ちA1—内黒・ヘラ磨き仕上げ、糸切無調整あるいは回転、手持ヘラ削り調整、A2—内黒、ヘラ磨き仕上げで糸切無調整、B1—酸化焰焼成・糸切内外無調整・外反度強・黒斑を持つ場合もある。B2—環元焰焼成・糸切無調整の坏、とある。Ⅰ期はA1とB1とが共伴し、Ⅱ期にはA2とB2とが共伴する。何れの場合もB1とB2が共伴することはない。またⅠ期は、内黒坏の量や調整技法からみてⅡ期に先行するものであり、この観点ではB1がB2より早い段階に出土していたことになる。

なお、この他に10C代の遺跡としては、北上市秋子沢・相去三十人町・葛西壇等の諸遺跡があるとされている。

11C以降については、所謂須恵系土器の生産と使用が行われた時期としてとらえ、北上市鬼柳西裏・江刺市瀬谷子・同葛ノ木・江釣子村下大谷地等の諸遺跡が該当する。坏は何れも器高が低く小型で、皿と共に糸切無調整、色調は赤褐色を呈するものである。また、内黒土師器は、集落址にあって少量伴っているのが特徴である。

以上が、北上川中流地域におけるロクロ技術導入後の大筋の流れであるが、セット関係を重視した観点からは、佐久間豊氏による猫谷地遺跡での各様式がある。これによると、9C代にあっては、須恵器は普遍化され、土師器の器種は減少し、坏類ではロクロ不使用のものはみられない。また土師器長胴甕では外面叩き技法に大きな特徴を持つとされる一群を第二様式としてとらえている。セットの内容は、土師器坏・長胴甕・甕・鉢・須恵器坏・長頸壺・甕・赤やき土器坏等である。他の遺跡にあって同じ様式の範疇に属するものとしては、水沢市真城丘上野団地遺跡を挙げている。なお、上野団地遺跡は、小笠原好彦氏によって、実年代は避けながらも土師器坏成形における技法の多様性から、平安時代土師器区分の第二段階（第2類）を構成するとしてとらえられている遺跡である。これらの遺跡では量的にはそう多くはないが、内外面に調整を持たない酸化焰焼成の坏が出土しているのも特徴の一つである。

また、これに後続するとされる第三様式は、10C代に比定されており、土器セットとしては土師器坏・長胴甕・甕・鉢・壺・須恵器坏・甕・蓋・赤やき土器をあげている。この段階で出土する赤やき土器は、所謂須恵系土器と全く同じ様相であるが、時代的には不明であるとしている。また、ここでは、赤やき土器と須恵器との伴出関係は、検討を要する余地を残すが相去遺跡と同様であるとしている。

## 2 本遺跡出現以前の概観

以上、県南地方を中心としたロクロ成形土器群の流れについて記したが、ここで本遺跡の編年的位置を確定する前に、このような県南地方の推移が紫波地方とどの程度の並行関係にあるのかという基本的立場を明確にし、更に本遺跡出現以前の様相についてふれたい。

前述の宮地・猫谷地遺跡の一部の遺構は、その遺物のあり方から時間的間隙性を持たず、漸移的にロクロ土師器に移行していったことが察せられる。この移行期と一部重なるか、あるいはそれをはさむ形で北上市尻引遺跡、水沢市石田遺跡等がある。大別二時期で構成されるこの二遺跡は、宮地遺跡ほどの明確な過渡期的特徴を有しないが、ロクロ採用直後かそれ以降にあっても無段・平底化したロクロ不使用土師器壺を何らかの形で共伴し、ロクロ成形壺が一般的になるとそれが著しく減少していく傾向にある。このようなロクロ不使用壺のあり方は、県南地方におけるロクロ不使用壺の最終段階に想定されるのは当然であり、沼山氏が提示しているが如くロクロ成形土師器壺に直結していくとみることは大過ないことであろう。

これに対し、都南村百目木遺跡は、やはり二時期にわたるが、この場合のロクロ不使用土師器壺は、沈線を有するものが主体である。また県外にあっては、青森県浅瀬石遺跡のように、宮地遺跡のあり方にも類似した出土をみせる部分もあるが、この場合も沈線状の段を有する平底あるいは丸底の土師器壺であり、完全に無段のものではなく、岩手県南地方とは異った様相を呈している。このことは百目木遺跡のように未だ沈線を持つ壺類が、ロクロ不使用土師器壺の最終段階に想定される可能性もあり、ロクロ技術の導入時期そのものに差がないとすれば、紫波地方は県南地方との比較において様相を異にするといわざるを得ない。しかし、段を沈線化すること自体が無段化への志向を高めつつある時期であろうから、そう大きな差をみせるものではあるまい。当然、当地方にあっては、無段・平底になり得ない段階でのロクロ導入の可能性もあるが、類例を持って判断したい。

このように、ロクロ技術導入以前にあっては、県南地方と時期差が多少なりともあることは否定しない。がしかし、ロクロ技術が導入され、須恵器生産が開始された以降については、紫波地方も大体県南地方と同様の推移を経るものと思われる。即ち、当地方の土器類は、直接的には見分森・瀬谷子窯跡群に左右されるものでないとしても、官衙・城柵と共に密接な関係をもって発展してきた体制の中では、相互の交流は容易に可能であろうし、また城柵の創建期に差こそあれ、この程度の時間差で窯業に携わる専門的技能集団が急激に変化することもないであろう。しかも彼等は政治的な背景を持って集中的に移動したであろうから、この時期以降は、大筋として県南地方と同様の推移が並行的に進展してきたものと思われる。土師器にあっても、須恵器とは生産体制が異なるものの、ロクロ技術導入そのものについては、須恵器の影響を受けたことは否定できなく、同様の立場に立つことは可能である。“ただこの場合、ロクロの導入時

期が須恵器生産との関わりや、場所によって地域差をみせることは当然予想され、沼山・高橋両氏に指摘されるように、『9 C代における土器共伴のあり方が遺跡によってかなり異なるようである。』という結果になると思われる。このような傾向は、紫波地方にあってもまた、城柵との関わりでとらえる限りは同様の経過を辿るものであろうから、全体的な流れとして当地と県南地方との時期比定はおおよそながらも可能である。したがって、以下の考察については、基本的にこのような観点にたって進めていく。

次に、本遺跡が出現してくる前段の様相について述べるが、基本的には前述した沼山・高橋両氏の見解に沿うものである。ただ、ここでは広く9 C代ととらえるものの須恵器窯群と同じような観点を加え、可能な限りに9 C代を細分化してみたい。

佐久間氏によれば、第一様式と第二様式は共存することなく、しかもロクロ不使用土器で構成される第一様式は、西暦802年以前に終了していたことになるとしている。とすれば、坏類が全てロクロ成形による第二様式は、それに後続する形で9 C代の特徴的なあり方を示すといえようが、このことはロクロ成形土師器もまた城柵・官衙関連の所産としてとらえていることであり、須恵器の生産開始時期と大きな差をみせるものではないと思われる。もちろん、須恵器とは異なる生産体制の背景を持つ限りは、各々の様式は共存しなくとも、部分的には継続される側面をも持つであろうから、宮地遺跡のようにロクロ不使用とロクロ成形による坏が共伴する形となり、ロクロ成形土師器への移行期そのものは9 C前半代に始まったものであろう。またこの過程において沈線を有するものをも含めて無段・平底化しつつあった坏類がロクロ成形土師坏に直結していくならば、ヘラ磨きやヘラ削り等の再調整という旧来からの技法を踏襲する事も又、自然的なことであり、同時に無調整のそれに先行するものとしてとらえることも当然可能である。

このような9 C前半代を中心とするロクロ土師器坏は、須恵器にあってヘラ切無調整のものを生産した見分森2号窯、あるいは有調のものを含む杉の上窯群等出土の坏とは成形技法を異にしながらも並行する時期にあり、糸切技法もみられる鶴羽衣台東一号窯の操業時期、あるいは法印山地区操業の開始時期にも近い頃、即ち9 C中葉頃までの間に、移行期から転換期までを迎えたものと推定する。

なお、東北地方の糸切技術の採用年代については、山形県で9 C末～10 C初頭、宮城県多賀城では、再調整を持たないもので9 C以降と推定されている。岩手県にあっては、本来的には山形県のそれより遡るとは考え難いが、専門工人の移動が政治的な背景を持ち、集中的に行われたことや、窯業もまた夷俘に対する宣撫教化の一環として強力に押し進められたことを思えば、中央との時間差を考慮しても9 C中葉頃までの伝播は可能であろう。城柵・官衙に関わる窯群である以上、自然伝播と異なり、その後急速に導入されることは推察される。太田方八丁遺跡のよ

うに城柵としての特性を有する遺跡にあっては、それ以前であっても搬入品を加えるなどして中央とあまり差のないあり方を示す場合も想定される。しかし一般的な集落にあっては時間差を持って追随するものであろう。

このような背景をもって新しく登場する糸切技法の技術は、土師器にあって直接的に急激な変化を余儀なくされるものではないが、坏類にあってヘラ切と糸切の二者が組み合う変化点を迎えることは当然予想される。土師器にあっても、須恵器の影響に左右されないまでも、ヘラ切と糸切の両者に本質的な差異はなく、導入時点での抵抗はあまりないであろうから、小笠原氏が指摘したように、結果的には二者の切離技法が土師器製作に持込まれた形になり、前代から継承される再調整技法と相俟って多様な出土をみせる一時期が存在することとなる。このようなあり方は、移行期に後続する一つの典型と解され、具体的には前述の第二様式の範疇とされる上野団地遺跡で代表される一時期でもある。上野団地遺跡は、更に小笠原氏の第2段階（第2類）としても把握されているものもあるが、これは回転糸切無調整の坏類で構成される第3段階（第2類）に先行するものとしてある。同氏によれば、第2段階には他に宮城県東山・白石家老内・多賀城第15次調査6層等の諸遺跡が含まれ、赤やき土器が一定量共伴する。特に多賀城第6層のそれは所謂須恵系土器とも呼称される坏である。ここで須恵系土器の存在が論ぜられているが、猫谷地の第二様式にあっても、赤褐色で内外面を再調整しない坏が若干ながら共伴しており、第三様式に至っては、時代は不明としながらも須恵系土器と呼ばれているものと全く同じ坏の存在が確認されている。このことは、相去Ⅰ期でもみられたような須恵系土器に限定されない坏類の存在をも示唆するものである。同時にこの頃にはロクロ不使用土師器坏は消滅し、坏類はそれ以降、徐々に回転糸切のものへと変化していくが、いちおう上野団地遺跡で代表されるような土器のあり方は、ロクロ技術の移行期に後続する形として9C中葉を中心とする時期としてとらえられよう。

本遺跡は、出土遺物からみた限りにおいては、以上のような経緯を経た以降に出現していくものと思われるが、詳細については以下に記す。

### 3. 本遺跡の編年的位置

本遺跡は、まさにロクロ技術が定着した時期で、坏類は全てロクロ成形によるものであり、しかもその切離しは回転糸切によるものを中心とする頃である。また、本遺跡でB類と呼称した酸化焰焼成土器が量的に増えつつある時期を中心とした遺跡であり、その上限は、土師器坏で、再調整を有する段階で、沼山・高橋両氏の9C代に位置づけられ、第二様式、あるいは第2段階とも称された範疇にもかかるものもある。

本遺跡では、坏類を中心とする分類結果として、大別Ⅰ～Ⅲ群に区分される。なおⅠ群は、C類を伴う段階であるが、調整技法の有無から更にⅠ-a, Ⅰ-b群に細分される。Ⅰ-a群

は、再調整を有するC類を中心とし、A類と微量のB類を伴う。I-b群は、回転糸切無調整のC類とB類が共伴、A類は微量、II群はA・B類が共伴するが、C類は微量、又は共伴しない。III群はB類だけで構成される一群である。

本遺跡の上限については、前述の通りであるが、I-a群として区分された一群がそれに該当する。

第6・13・15号竪穴住居跡がその代表であるが、この場合は第二様式と同じ9C代とするものの、C類の考察で記した通り、坏類のあり方は、上野団地遺跡よりは新しい様相を呈しているため、9C後半から10Cにもかかる範囲に比定されよう。

当地方にあって、セット関係や土師器甕の成形技法等からみて、第二様式の範疇としてとらえられるものには紫波町上平沢新田遺跡があげられるが、この場合も9C代に限定されず、10C代にも継続していくようである。

また、第13号竪穴住居跡におけるB・C類のあり方は相去遺跡のB<sub>1</sub>、A<sub>1</sub>のあり方と大差ないが、相去B<sub>2</sub>に相当すると思われるA類（本遺跡における還元焰焼成坏）も共伴しており、同時に相去I期に相当する段階にあっては、寧ろB<sub>1</sub>類似の坏が量的に少なく様相は異なる。当然、B類類似のB<sub>1</sub>が、A類相当のB<sub>2</sub>に先行するというとらえ方は、本遺跡では出来ない。しかし、酸化焰焼成による相去B<sub>1</sub>類は、共伴する土師器の様相からみれば、相去にあって須恵器坏の地元生産が始まる以前のあり方としては、B<sub>2</sub>類に先行するとしても不自然ではない。更に、本遺跡にあっても、何らかの形でB類を出土する遺構が大多数ではあるが、第2号竪穴住居跡、第8号遺構のようにC類とB類が共伴してもA類は小細片だけが微量の出土というように明確な共伴をみせない場合、また第4号竪穴住居跡のように、B類を主体的に出土する中で須恵器を共伴するというものの、それが黄橙色を呈する焼き損じと思われる坏、あるいは出土する底部片が白橙色を呈する軟質のものを含むなどして、部分的には相去遺跡に近い様相を呈する場合もある。

相去遺跡のように集落内に窯業の施設を持つ時期については、須恵器の項で若干記したが、このような傾向は他の地方にあっても強まっていくであろうから、須恵器坏のこのようなあり方は、本来的には地元の須恵器生産との関わりの中で考えていくべき性質のものであろう。しかし、先述の如く当地方における窯業の実態が判然としない現状では、地元における須恵器生産の初源を裏づける根拠にもならない。ただ可能性としては、本遺跡もまた相去I期に近いあり方を示す部分にあっては同様の流れをくむ中での変形ととれないこともない。しかし、本質的には、共伴のあり方は異なるものであり、やはりこの傾向は、集落内に窯業の施設を有する特性からくるものであろう。大勢としては、この時期に相去遺跡のような流れがあったかもしれないが、ほとんどの遺構に何らかの形でB類を出土する本遺跡にあっては、機能的に大差

ない両者を受け入れた形となり、結果的には相去ほどの明確な差をみせずに混在するあり方を示したものと思われる。

このようなあり方は、紫波地方において、上平沢新田、あるいは本遺跡に隣接する湯沢A・B、稻荷一本松等の諸遺跡にもみられ、少なくとも当地方における一般的なあり方といって大過ない。これらの遺跡では、坏類にあって箇切技法・箇削り調整を有するものは非常に少なく、回転糸切で無調勢のものが大勢を占め、内黒土師器坏の全体量に対する割合もそう大きくはないのが特徴であり、いわば10C代の一般的あり方ともいえよう。

セット関係からみれば、本遺跡も含めて、土師器坏、高台付坏、長胴甕、甕、須恵器坏、大甕、甕（小型）、長頸壺、B類類似の坏等で構成されているようである。その内容は、猫谷地遺跡の第三様式とは若干異なる部分もあるが、遺跡によってはかなり類似している例もある。全体としては北上市秋子沢遺跡にみられるようなセットで代表されるものと思われ、やはり10C代のあり方とみなされよう。この時期はI-a群の坏類のあり方に後続する形としてI-b群が該当するわけであるが、前述の第2号竪穴住居跡、第8号焼土遺構の他に、4号、8号、16号、17号竪穴住居跡等がその範疇に含まれる。I-b群にあって特筆すべきは、I-a群に比しロクロ形成土師器甕の出現率で大きな差をみせることである。

更に、II群の第7号、21号竪穴住居跡等がA類を伴出しながら、C類が減少していく過程としてとらえられ、11C代にも及んでいくものであろう。また以上の時期を通して鉄製品や墨書きの坏が普遍化していくようである。

その後、第23号竪穴住居跡のように廃棄された家屋がある程度まで埋没した時点で、当地が再利用され、縁釉陶器の年代觀に近い頃にIII群としてとらえられた遺構が並行していったようである。この段階は、本遺跡の最終段階にも想定され、B類の坏だけで構成される。特に、坏類は口縁が外反し、体部の凹凸が顕著なB類を中心に出土する焼土遺構で代表される。第23号、1号方形焼土遺構がその例であるが、性格は不明である。同時に器高が低く、小型化への傾向を有するB類を出土した第1号竪穴状遺構もまた、性格不明としながらも、この時期の典型であろう。III群の段階にあっても未だ黒斑を有するB類の坏が伴出するが、本遺跡にあって既にC類は完全に消滅し、A類もまた明確な共伴をみせない一時期の遺構であることは否定できない。本遺跡にあって、多賀城における所謂須恵系土器として把握される坏類の年代觀に最も近い一群である。

一方、III群の遺構の北側一部に分布する鉱滓は、焼土遺構と同レベル上にあり、近くから土製のふいごの羽口と思われる遺物も出土している。このことから製鉄に関する何らかの遺構が存在する可能性を想起させるが調査区域内では焼土遺構も含めて、直接的に関連すると

断言できる遺構は検出されない。しかし緑釉陶器片の出土した場所もこの羽口と同じ地点であり、出土層位も同じである。緑釉陶器片は11C中葉の年代觀を与えられているが、本来的にはこの時期にわたる遺構の存在した可能性は充分考えられる。若しそうであるとすれば、本遺跡は11C中葉以降にまで及ぶものとなるが、遺構の項でも記した通りB・Cブロック東側は、工事に關係する削平が激しく、場所によっては焼土が削られたり、地山が露出するなどかなりの度合で遺構が破壊されているようである。第1号焼土、第8・24号遺構が、本来的には住居跡に關わる施設の一部と思われる要因があるにも拘わらず、性格を明確にし得ない遺構としてとらえられたりするのはそのためである。したがってB類で構成されるⅢ群が、緑釉陶器片の存在した時期に最も近いあり方を示すものとしてとらえることは可能であるが、前述の如き調査以前の問題を考慮すれば、直接的にこれらがどの程度の並行關係にあるのかを論することは避けたい。

ともあれ、この段階におけるB類は、未だ黒斑を有する場合もあるが、A類とは共伴せず、形態的には須恵器の流れをくむ器形にもとれ、所謂須恵系土器にも比定され得るものもある。また、第一号竪穴状遺構出土のB-Ⅲ類とされた一点の坏は、燈明皿の用途に具された可能性を持つものであり、器形が小型化していく傾向の中での所産とも思われ、広く11C以降という程度におさえられよう。

以上のようなことから、大雑把ではあるが、本遺跡は9C後半から11C代を通じた時期までに及ぶ集落址であったと推察する。

#### <付記(1)>

次に、本遺跡のように城柵から離れた地域に集落が形成される要因として、当地方の歴史的背景についてふれてみたい。

歴史的には、志波城が設置されてから8年後の弘仁2年（811年）正月には、「和我・稗貫・斯波」の三郡が置かれ、開拓事業が進み、一郡を置くのに必要な単位集落が形成された経緯がある。このことは、新墾地への人員配置が促進され、未だ局地的であったとしても、その背景には律令制が浸透してきたものであり、城柵、官衙に準ずる集落の出現をも意味する。

胆沢城・徳丹城・太田方八丁遺跡等が何れも水田經營の適地に立地されたこと自体、単に蝦夷地に対する征討・戦闘だけの目的で設置されたものではなく、他に地域開拓行政に便利な立地を志向することになったことであろう。当然、かなり精力的に開田・開畠を押し進めたことであろうし、それに伴って集落が周囲に拡散していくのは自然のことといえる。

本遺跡に近接する湯沢A・B、<sup>9</sup>稻荷、一本松等の諸遺跡も同じような経緯で発生してきたものと思われるが、これらの遺跡はそう大きな時期差を持たずに、城柵から離れた当地域の広い範囲にわたって存在していたようである。それだけにこのような集落は、建郡の直後に出現してくるものではなく、ある程度安定した情勢を背景とするものでなければならない。なぜなら、

建郡の後とはいえ、内部には蝦夷勢力との複雑な関係をも含み、地域的には依然として半植民地的な様相を呈する場合があり、城柵から離れた地域が集落として安全に存在するためには、それだけの条件が必要なのである。当時の集落を形成する課程としては、単にロクロ技術を持った集団が忽然と出現してきたというよりは、原則的には周辺の夷族を包みながら徐々に新郷を形成していったものであろう。それだけに現地との交流は積極的に行われたと思われる。例えば、弘仁3年（812年）には、夷俘等の『同類のうちより、心性の事にさとく衆の推服するところの一人をえらび置き、これが長となす。』という制度を設け、更に弘仁4年（813年）には、『諸国の介以上一人を選んで夷俘専当となし、遷都の代には更に選下』するなど現地人との交流の事実があり、また懷柔しようとする意図が窺える。にも拘わらず、弘仁8年（817年）には吉弥候部於夜志閭など61人の蝦夷が叛乱を起こしていることが史実に知られる。更に降って承和2年（835年）二月には俘囚であった人々に居住地の郡名を姓として与えたりもしているが、それから2年後の承和4年（837年）四月には、『栗原・桃生以北の俘囚、弦を控くこと巨多にして皇化に従うに以て反覆定まらず、四・五月は所謂馬肥慮騎の時なり、もし非常あらば支禦しがたし…』との付言があり、岩手県を含めた地方の治安は完全でなく、一触即発の不穏な情勢にあったことが察せられる。実際に同年中と承和7年にも騒乱が有ったようである。

一方、出羽国では、元慶2年（878年）にその地方の蝦夷が大挙して叛乱を起こし、3月には秋田城が焼失するという事件が勃発し、9C後半における日本海側は不安定な時期にあったことが推察される。

岩手県では、建郡後にあってこれに比肩するような大事件が発生した形跡はない。しかし、たとえ散發的であったとしても、三郡が設置され、ある程度中央政府の意図する体制に官轄されるようになっても完全に当地域が統治されていたとは断言できないのである。この傾向は北上川流域の城柵から遠くなればなるほど支禦し難くなるのは当然であり、9C中葉と雖も周辺広くに集落を拡大するだけの基盤が完全とはいえない地域もあったことであろう。

水田開発は、城柵専属の柵戸を中心として推進されたわけであるが、夷族が帰順したり、帰化したりして治安が確立してくるにしたがい、柵外の耕地にも転住するようになる。これらの人々は、開発の進展と共に各々の地に定住し、前述の如く周辺の夷族を包みながら新郷を形成していったことであろう。本遺跡の出現は、当然このような過程を経る中の所産でもあろうが、同時に北上川以西の山際地帯も治安が保たれ、集落の拡散が促進される背景もまた出来上がった頃であると思われる。

当地域が平穏になってくるのは、仁寿2年（852年）にそれ以前からあった志賀理和氣神社に対して正五位下が加叙されたあたりからと推察される。このことは当神社を征夷開拓政策の一環として国家統制の中での官社、即ち式内社として認めたものであり、国家として祀る神社

そのものの認知は、国家勢力の浸透と共に、既に紫波地方の掌握が中央政府にも評価されてきたことを物語るものであろう。

県南地方においては、北上市極楽寺が天安元年（857年）に福田事業をも使命とする定額寺に列せられ、水沢市黒石寺にあって貞觀4年（862年）12月作の墨書銘を持つ薬師像が製作された頃にも近い。黒石寺の薬師像は、京都の仏儀様式を受けた作品であり、本格的な造像が行われたことを示唆している。このようなことから、9C中葉以降になって、文化的・精神的な側面を通して政治的にも安定してくる一時期が想定される。降って元慶5年（881年）5月には、鎮守府官人に夷族が任用されたりもしている。これは現地人との交流がより活発になり、移民中心の開拓から蝦夷の人々による開拓もまた積極的に押し進められたことを裏づけるものである。一般の集落において文字の使用が認められ、墨書の坏類などを出土するようになるのもこの頃からと思われる。

以上のようなことから、北上川中流地域は、当地方をも含めてその大半が国家統制の中に組みこまれ、周辺に集落が拡散する条件は備わり、人心共に安定した一時期を迎える。9C後半には律令体制を支える原動力ともなっていったことであろう。本遺跡は、このような情勢を背景として生じてきた集落と思われ、歴史的にはその上限を9C中葉以降に推察することも可能であろう。

#### ＜付記(2)＞

最後に第8号堅穴住居跡床面出土の炭化材についてふれてみたい。この炭化材片は、日本アイソトープ協会へ鑑定依頼の結果、<sup>14</sup>C測定値からB・P (Before physics)、1660±85(1620土85)年との実年比が提示されている。なお、( )内の数値は、Libbyの値による試算値である。

これは、平安時代に比定される本遺跡の実態にそぐわないものであるが、資料の採取と選定が適格であったとはいえない経緯がある。本遺構は、第17号遺構（写真43）と同様、焼失家屋と認定され、多量の焼木材が採取されている筈であるが、調査後2年間放置された中で紛失しており、実際には、唯一点の小細片が床面出土として、他の遺物に混じて残っていたにすぎない。今回、<sup>14</sup>Cを測定したのがそれである。しかし、焼失家屋の焼木材の一部という確証もなく、本来的にこの遺構と、確実に同時存在していたかという点については問題のある資料であったことは否めない。また、その出土状況についても、単に床面出土というものの、遺構内における採取地点の位値、埋土等との関わりについても不明であり、結果的に層位学的裏づけのない資料でもあった。このような不備な点については、整理者の力量に関わる問題もあるが、直接的に発掘調査に関与しない整理担当者の限界とも考える。なお、この資料の取扱いについては、本遺跡内の他の遺構にあって、微量ながらも異った時期の土器片が床面上からの出土として把握される例などを鑑み、結論的に同様の観点から、紛れ込みと判断したい。